

第
4999
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 6月 9日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 接待飲食費

Q：法人が支出する交際費等のうち接待飲食費の50%相当額が損金算入できるようになったそうですが、対象となる飲食費とは、どのようなものなのですか？

A：「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）」とされています。

【解説】

この規定の取扱いの対象となる飲食費とは、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）」とされていますので、次のような費用については、社内飲食費に該当するものを除き、飲食費に該当することとなります。

- ① 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- ② 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- ③ 飲食等のために支払う会場費
- ④ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」（得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されるようなもの）
- ⑤ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

なお、接待飲食費は、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、帳簿書類により飲食費であることが明らかにされているもの」とされていますので、帳簿で確認できなければなりません。

